

令和5年度 決算報告（概要）

全体概況

●当健康保険組合の設立5年目は、3年続いた「ウイズコロナ」からの脱却の兆しを感じられる年となりました。5月8日に新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類に移行、医療機関窓口での自己負担ゼロが解除されたことに呼応するかのように、当組合の年間医療費の傷病別ランキングにおいて、前年度1位・2位独占し合計5,628万円だったCOVID-19と同（疑い）は、7位と9位に後退、合計額でも56%減となりました。

●兆しと言えば、**マイナンバーカードと保険証との情報連携に進展**が見られました。世間一般では誤登録問題がクローズアップされ、全国規模で「総点検」が実施される中、その一方でシステム対応が済んだ保健医療機関から順に、マイナンバー情報を基に加入者資格の確認（オンライン資格確認）が受付時に行われるようになってきました。実際、当組合事務局に病院等から「加入資格はありますか？」との電話照会が増えました。現行のカード型の保険証は今年12月2日に発行停止となりますが、振り返ってみると、この頃には実務運用が進展していたのです。逆の例もありました。当組合へのマイナンバーの届出が済んでいた方で、脳梗塞で倒れ、搬送された公立病院で緊急手術に至り、紙の限度額適用認定証の発行申請をする時間的余裕がないままに退院されたのですが、窓口支払額が原則の3割ではなくて限度額で調整済であったことが、後日、ご家族から手続きに関する問い合わせ連絡を受けた際に判りました。これはまだ少数な例かも知れません。ですが、マイナンバーが届出されていないと受けられないメリットです。もちろん、いったん窓口で3割負担し、後から紙の申請書と添付書類を整えて、当組合に対し高額療養費を請求することは可能です。ただし窓口支払時と異なり、事後の紙での手続きとなる分、日数がかかります。なお当組合では、令和5年度末時点で約45%の方がマイナンバー未登録の状態です。新年になるとマイナ保険証の運用への切り替えが更に進むことが予想されます。「届出が済んでいないかも知れない」と思われた方は、所属の会社にご確認ください。

●**生活習慣病対策強化**の一環として、様々な取り組みを行いました。具体的には、①頸動脈エコー検査（全額組合負担）の対象年齢の60歳から50歳への引き下げ、②大腸内視鏡検査の組合補助対象オプション検査への新規追加、③組合設立来初の禁煙プログラム（トライアル実施）、④RIZAPの特定保健指導委託先への新規追加、です。ちなみに、上記の脳梗塞の方は令和4年度の健診結果により対象者に該当したため、特定保健指導の案内を発送しましたが申込はなく、保険診療を受けた履歴も見当たりませんでした。自覚症状がない中で重症化が進んでいた可能性があります。緊急入院後はハビリ転院され、最終的には退職されました。

当組合では、引き続き「健診は受けたら終わりではない」を合言葉に、精密検査等の重要性をHP等で訴求し、特定保健指導や重症化予防プログラムを主として、個々の対象者が自発的に生活習慣の改善に取り組むための方法の提供に努めてまいります。

決算概況

【**一般勘定**】 經常収入（収入総額から健康保険組合連合会に全額を上納する調整保険料と、それを基にした同連合会からの財政調整事業交付金を除いた額）と經常支出（支出総額から上記の上納金である財政調整事業拠出金を除いた額）との差は、2億2,604万円（予算比134%）の黒字決算となりました。

【**介護勘定**】 国に代わって健保組合が集金した保険料を納付金として国に納めるための勘定です。収支差は5,878万円（予算比278%）となりました。これは、第2号被保険者数（被扶養者を除く）が予算時の見込値2,650人に対し、事業主の旺盛な中高齢者の中途採用に伴い、年平均で500人を超えて上振れたためです。

（一般勘定）

【基礎数値】

		前年度末実績 (2023.3)	本年度末実績 (2024.3)	年間平均
被保険者数	男	3,019人	2,770人	2,880人
	女	6,242人	6,115人	6,102人
	計	9,261人	8,885人	8,982人
平均標準報酬月額	男	255,832円	265,608円	257,479円
	女	254,022円	259,622円	254,055円
	平均	254,630円	261,544円	255,183円
標準賞与額（年合計）	1,835,371千円	1,833,892千円	-	

	事業主	被保険者	合計
一般保険料率	4.865	4.865	9.730
調整保険料率	0.069	0.069	0.138
合計	4.934	4.934	9.868

(単位：%)

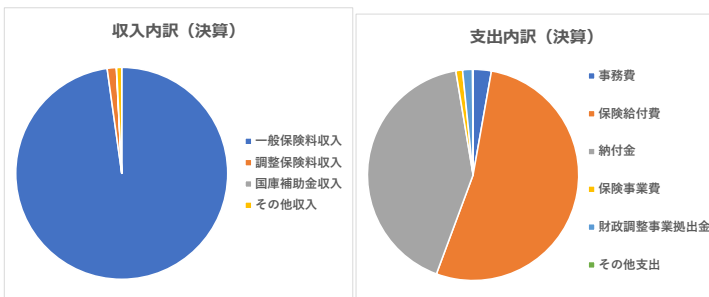
【収入の部】

(単位：千円)

	決算	予算	差(決算-予算)
一般保険料収入	2,798,870	2,729,043	69,827
調整保険料収入	39,703	38,706	997
国庫負担金収入	1,123	1,000	123
その他収入	22,289	23,151	862
經常収入	2,806,288	2,736,223	70,065
収入合計	2,861,985	2,791,900	70,085

(単位：円)

被保険者1人当たり収入	決算	予算	差
	318,636	310,211	8,425



【支出の部】

(単位：千円)

	決算	予算	差(予算-決算)
事務費	73,107	79,901	6,794
保険給付費	1,384,717	1,338,080	46,637
納付金	1,093,350	1,105,143	11,793
保険事業費	26,957	41,759	14,802
財政調整事業拠出金	39,706	38,541	1,165
その他支出	2,116	10,516	8,400
經常支出	2,580,247	2,389,435	190,812
支出合計	2,619,953	2,613,940	6,013

(単位：円)

被保険者1人当たり支出	決算	予算	差
	291,689	290,438	1,251

(単位：千円)

	決算	予算	差(決算-予算)
【収支】	242,032	177,960※	64,072
(うち經常収支)	226,041	346,788	120,747

(※予備費)

※赤字の数値は、収入においては決算が予算を下回ったこと、支出においては決算が予算を上回ったことを表しております。

(介護勘定)

【基礎数値】

	前年度末実績 (2023.3)	本年度末実績 (2024.3)	年間平均
介護保険第2号被保険者数たる被保険者	3,236人	3,291人	3,214人
保険料収入対象平均標準報酬月額	258,352円	265,625円	258,881円
標準賞与額 (年合計)	576,147千円	566,992千円	-

	事業主	被保険者	合計
介護保険料率	0.981	0.981	1.962

(単位: %)

【収入の部】

(単位: 千円)

	決算	予算	差 (決算-予算)
介護保険料収入	209,253	171,635	37,618
一般勘定受入	0	8,000	8,000
その他収入	1	4	3
収入合計	209,254	179,639	29,615

【支出の部】

(単位: 千円)

	決算	予算	差 (予算-決算)
介護納付金	150,467	150,468	1
一般勘定繰入	0	8,000	8,000
その他支出	0	3	3
支出合計	150,467	158,471	8,004

【収支】

(単位: 千円)

	決算	予算	差 (決算-予算)
	58,787	21,168※	37,619

(※予備費)

決算残金処分後の準備金 (一般・介護)

(単位: 千円)

法定準備金	勘定	準備金
	一般勘定	973,113
	介護勘定	126,544
(準備金保有率)		351.31%

(単位: 千円)

別途積立金	勘定	積立金
	一般勘定	540,099

決算残金

具体的には、一般勘定・介護勘定とも【収支】に記載のとおりです。保有方法については、法定準備金である社会保険診療報酬支払基金への委託金309万円を除く2億3,894万円を、別途積立金として取引銀行の定期預金に預け入れることで組合会承認されました。令和6年度以降も、法定準備金100% (=保険給付費2か月分と各種納付金1か月分の合計額) 基準の維持が困難にならない限り、決算残金を別途積立金として定期預金に預入していく予定です。

【各科目についての説明】

(収入の部)	一般保険料収入	被保険者と所属先の各事業会社と折半で納めて頂きます。組合収入全体の98%を占めます。
	調整保険料収入	一般保険料と共に各事業会社と折半で納めて頂いた後、健康保険組合連合会に対し、財政調整事業拠出金として納めます。
	国庫負担金収入	健康保険の事務の執行にかかる費用について、国が各組合に対し、被保険者数に基づき算出した金額を支払うものです。
	その他収入	財政調整事業交付金 (高額医療交付金: 1,180万円) を含んでおります。
(支出の部)	事務費	組合事務所の家賃やホームページの制作・運用費など、日々の組合運営にかかる費用です。
	保険給付費	皆様の医療費 (外来・入院) や薬代の7~8割分の支払いの他、産休取得時の出産手当金、分娩費用として (家族) 出産育児一時金等があります。
	納付金	高齢者医療を支えるための費用です。前期高齢者納付金として4億3,686万円、後期高齢者支援円として6億5,647万円を納めました。
	保険事業費	加入者の健康維持向上のための健診や特定保健指導に対する補助、ならびに健診予約システム利用料等が該当します。
	財政調整事業拠出金	当該年度分の調整保険料を健康保険組合連合会に納めます。連合会からは、財政の厳しい組合や高額な医療費を支払った組合に対し、交付金が支払われます。
	その他支出	主なものとして、上部団体である健康保険組合連合会 (東京本部と大阪支部) の年会費があります。
	予備費	健保組合の会計科目が大中小の順に款項目と分類されており、款同士での予算流用が禁じられているため、当該款内での予算を使い切ったときに限って充当できる予算です。
(決算残金)	法定準備金	健保組合は毎事業年度末において100%に達するよう、優先的に積み立てることが義務付けられています。(健康保険法施行令第46条)
	別途積立金	法定外。通年で支出が収入を上回るが見込まれた場合、その差額補てんのため、組合会議決を経た上で予算に繰入計上することができます。
	委託金	保険請求支払を集約管理している社会保険診療報酬支払基金の各保険医療機関に対する支払に支障が生じないよう、健保組合・共済組合が預託しております。